

亀山市告示第101号

亀山市予防接種事故災害補償要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市予防接種事故災害補償要綱の一部を改正する告示

亀山市予防接種事故災害補償要綱（平成17年亀山市告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補償の基準等) 第4条 [略] [2 略] 3 補償金の額は、 <u>死亡補償金の額にあつては全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書第24条第1項の表に規定する死亡補償保険金の額（補償の対象となる事故を発見した日までに令第17条第4項第2号に規定する給付の額が改正された場合は、当該改正後の給付の額）、障害補償金の額にあつては同表に規定する障害補償保険金の額</u>	(補償の基準等) 第4条 [略] [2 略] 3 補償金の額は、 <u>次のとおりとする。ただし、市長は、死亡補償金及び障害補償金を重複しては給付しない。</u>

とする。

[号を削る。]

[号を削る。]

4 市長は、死亡補償金及び障害補償金を重複して給付しない。

(準用規定)

第7条 この告示に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の規定を準用する。

(1) 死亡補償金 4,300万円

(2) 障害補償金

ア 令に定める障害等級1級の場合

4,300万円

イ 令に定める障害等級2級の場合

2,863万4,000円

ウ 令に定める障害等級3級の場合

2,185万9,000円

[項を加える。]

(準用規定)

第7条 この告示に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。